

No. 26

2003年12月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第26回委員会の内容.....P.1
- 第26回委員会の説明資料より抜粋.....P.5
- 配付資料リスト.....P.14
- 委員会 委員リスト.....P.15
- これまで開催された会議等について.....P.17
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付.....P.18

平成15年10月29日(水)、第26回委員会が行われました。



【京都市勤業館「みやこめっせ」にて】

第26回委員会の内容

委員会、他部会の状況報告のあと、河川整備計画基礎原案に対する意見書作成の進め方、および意見書とりまとめに向けた意見交換が行われました。

第26回委員会結果概要

庶務作成

開催日時：2003年10月29日（水） 10:00～13:00

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」 第1展示場

参加者数：委員34名、河川管理者22名、一般傍聴者384名

1 決定事項

- 意見書の構成は、意見書1「基礎原案に対する意見書」と意見書2「計画策定における住民意見の反映に関する意見書」とする。意見書1は、「これまでの意見書第Ⅰ部（河川整備の方針について）と第Ⅱ部（河川整備の内容について）を統合したもの」と「第Ⅳ部（部会意見）」の2部構成とする。意見書2はこれまでの意見書第Ⅲ部が該当する。
- 資料2-2-1「第Ⅰ部 河川整備の方針について（案）031029版」は、「はじめに」と「おわりに」以外は大筋合意した。「はじめに」と「おわりに」の修正は委員長に一任する。
- 資料2-3-1「第Ⅱ部 河川整備の内容について（案）031029版」は、11月15日までに委員から意見を募集した後修正を行い、12月9日の委員会での確定を目指す。河川管理者からも11月15日までに質問を提出頂く。
- 資料2-4-1「第Ⅲ部計画策定における住民意見の反映について（案）031029版」は意見書として確定した。
- 計画策定後の流域委員会に関する検討について、資料3のとおり、検討メンバーが確定した。今後、2、3回検討会を開いて案を作成し、全委員に案を意見照会し、12月9日委員会で議論する。
- 住民参加部会意見の中、河川レンジャーと合意形成について、11月5日までに全委員から意見を募集する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

②淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

- 資料2-1「意見書の構成および作成の進め方」を用いて説明が行われた後、意見交換が行われ、意見書の構成が「1 決定事項」の通りに決定した。
- 資料2-2-1「第Ⅰ部 河川整備の方針について（案）031029版」、資料2-3-1「第Ⅱ部 河川整備の内容について（案）031029版」、資料2-4-1「第Ⅲ部計画策定における住民意見の反映について（案）031029版」を用いて、各とりまとめ担当者より主な変更点につ

いて説明が行われた後、意見交換が行われ、「1 決定事項」のとおり決定した。主な意見は「3 主な意見」の通り。

- 資料2-5「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第Ⅳ部 部会意見』とりまとめ状況」を用いて状況が報告された。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者10名から意見があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

①淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料2-2-1「第Ⅰ部 河川整備の方針について（案）031029版」、資料2-3-1「第Ⅱ部 河川整備の内容について（案）031029版」、資料2-4-1「第Ⅲ部計画策定における住民意見の反映について（案）031029版」を用いて、各とりまとめ担当者より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われ、「1 決定事項」のとおり決定した。

（主な意見）

○「第Ⅰ部 河川整備の方針について（案）031029版」について

- 複数の委員から、「はじめに」と「おわりに」の記述が長すぎるという意見が寄せられている。しかし、河川法が改正された大きな意義と、流域委員会の新しい審議のやり方を広く伝えるためにも、あえて長くした。これらは全委員の共通の思いだと思っている。
- 「はじめに」では、この委員会の特徴として、あらかじめ作成された原案に意見を述べるというやり方ではなく、委員自身が提言や意見書を取りまとめたという点を特に強調して欲しい。
- 「はじめに」では、現場から学ぶ姿勢の大切さについて記述されているが、委員会が現場の方々と地域の現状や問題をどこまで共有できたのか、反省しなければならない。今はまだ、入り口に立っただけだという点を認識しておくべきだろう。
- 「おわりに」では、「淀川モデル」が他の流域でも受け入れられるように、「淀川モデル」のエッセンスをまとめておく必要がある。
- 「おわりに」では、一般の方から寄せられた意見の支えがあったということに触れられているが、一般の方の意見を委員会で必ずしも十分に議論できたとは言えないのではないか。成果ばかりではなく反省点も追加してはどうか。

○「第Ⅱ部 河川整備の内容について（案）031029版」について

- 「5.4 漁業」の内容が薄く、的確に指摘できていないように感じる。環境・利用部会のとりまとめでは、漁業についてより具体的な提案をしており、どのようにとりまとめていくのか、心配している。
- 旧建設省が主導した琵琶湖総合開発事業が、琵琶湖の漁業に壊滅的な影響を与えてきたという歴史的な経緯がある。やはり、琵琶湖の漁業については、積極的な記述が必要だ。
- 作業部会でも、漁業についてより具体的な記述をするべきかどうか、議論になった。で

きるだけ反映するように、再検討したい。（今本リーダー）

- ・調査・検討中の各ダムについて、委員会として意見を出すべきかどうか、作業部会でも議論になったが、ひとつの区切りとして委員会の考え方を出すことにした。本日の委員会ではじめて示した部分もあるので、ご確認をお願いしたい。（今本リーダー）
 - 各ダムによって、結論部分のニュアンスが違っているように感じられる。これをどう考えるべきか。
 - あくまでも、提言の「原則として建設しない」という考え方から記述している。どのダムも抜本的な見直しをして欲しいという点に変わりはない。（今本リーダー）
 - 「調査・検討中」とされているダム事業であっても、現段階で、何らかの記述は必要だろう。しかし、今のところは「こういうことを検討すべき」「このように検討すべき」等の指摘にとどめて、今後のダムの方向性を示唆するような記述については、河川管理者の調査・検討後の結論が出た際に行えばよいのではないかと考えている。
- ・「7.2（4）丹生ダム」では、丹生ダムで琵琶湖の水位低下を抑制するだけの容量が確保できるかどうかを検討する必要性と、琵琶湖の水質に与える影響を検討する必要性についても指摘すべき。
- ・基礎原案の「5.1.2（2）住民との連携・協働」では、環境教育について触れられているので、意見書の「1.2（2）住民との連携・協働」でも、環境教育について記述しておく必要があるのではないか。
- ・「2.1 河川形状」は、淀川の下流域を中心に書かれている。各河川・湖ごとの記述が必要ではないか。
- ・意見書では、堤防の安全性を診断する技術についても、指摘した方が良い。
- ・ダム建設を理由にして、必要な治水対策がなおざりになっているケースがある。こういった点について、もっと具体的な意見を出しておくべきだ。
- ・第 部「河川整備の内容について」と第 部「部会意見」が重複する場合、どのように整理していくのか。整理の方針を決めておいた方がよいのではないか。
 - 意見書第 部と部会意見が重複しても良いのではないか。部会は部会として、遠慮なく意見や提案を行っていけばよいと思っている。（委員長）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者10名から意見があった。主な意見は次の通り。

- ・意見書の第 部案では、ダムについて、従来よりも一歩踏み込んだ記述になっているので、この項は今後もこのまま残しておいて頂きたい。河川管理者には、意見書を活かした河川整備計画を策定して頂くよう、強くお願いしておきたい。
- ・前回までの委員会の意見書では、ダムは調査・検討中であるため、コメントできないとしているが、委員会は河川管理者が出している現時点での結論について、きちんと意見を出すべきだ。例えば、川上ダムは、降雨エリアの10分の1しか受けられない南端に位置しており、降雨パターンによっては洪水調節機能がゼロになると予測されているにもかかわらず、基礎

原案では治水上有効だとなっており、合理的ではない。また、ダムサイト付近の断層等の地質調査が不十分である点についても、指摘すべきだ。

- ・「おわりに」では、一般の方から寄せられた意見の支えがあったということに触れられているが、一般の方の意見を委員会で必ずしも十分に議論できたとは言えないのではないか。成果ばかりではなく反省点も追加してはどうか。
- ・20～30年経ってはじめてあらわれてくる環境への影響を考慮して、ダムの調査・検討を進めて頂きたい。
- ・現在問題になっている河川公園やダムは、過去に河川管理者が設置許可を与えたからこそ存在している。今後、河川管理者は許認可権を厳正に運用頂きたい、という観点を「維持管理」の項に入れて頂きたい。現在、道路公団の検討委員会で、中津周辺の淀川左岸の堤防にトンネルをあけて高速道路をつくる検討を少人数の専門家が行っているが、トンネルは堤防の空洞化にあたるのではないか。もしここが破堤すれば、梅田近辺が浸水してしまう。この検討委員会には、近畿地方整備局も参加しており、従来の例からすると、検討委員会の結論に許認可を与えることになるだろうが、今後、この検討に対して河川管理者が許認可を与えるかどうか、十分に問題視していきたい。
- ・第 部に記述されている余野川ダムの当初の建設理由に関する内容には誤りがあるのではないか。もともとは、都市用水の確保と猪名川の治水を目的としていたと理解している。再検討をお願いしたい。
- ・丹生ダムに関しては、委員会や琵琶湖部会で十分議論されていないにもかかわらず、第 部の中で否定的な意見が出されているのは、おかしい。河川管理者の結論を委員会の意見へと誘導しようとする内容となっており、納得できない。また、高時川等の非直轄区間についても意見を述べているが、これは委員会の権限を越えているのではないか。
- ・第 部には、「大津放水路の第2期工事については中長期的課題として検討を続け」と記述されており、ありがたく思っている。しかし、大津放水路2期区間については、「継続実施」もしくは「短期的な河川整備」として位置付けていくよう、意見書に明記してほしい。
- ・河川管理者は自らが主催する会に住民等を呼ぶだけではなく、住民等が主催する集会にも積極的に出向いて意見の交換や聴取をするよう、第 部に追記すべき。
- ・社会的合意について、第 部には記述がない。記述しておくべき。

以上



議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第26回委員会の説明資料より 抜粋

資料2-3-1より

第26回委員会では、資料2-3-1「第Ⅱ部 河川整備の内容について（案）031029版」をもとに、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

Ⅱ-1 具体的な整備内容に対する意見案

目次構成

1 河川整備計画策定・推進

- 1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置
- 1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

4 利水

- (1) 利水者の水需要の精査確認
- (2) 水利権の見直しと用途間転用
- (3) 既設ダム等の効率的運用による
 渇水対策の検討および実施
- (4) 渇水対策会議の組織改正

2 河川環境

- 2.1 河川形状
- 2.2 水位
- 2.3 水量
- 2.4 水質
- 2.5 土砂
- 2.6 生態系
- 2.7 景観
- 2.8 生物の生息・生育に配慮した工事
 の実施

5 利用

- 5.1 水面
- 5.2 河川敷
- 5.3 舟運
- 5.4 漁業

6 維持管理

- (1) 河川管理施設の機能保持
- (2) 許可工作物の適正な管理
- (3) 河川区域の管理

3 治水・防災

- 3.1 洪水
- 3.2 高潮
- 3.3 地震・津波

7 ダム

- 7.1 既設ダム
- 7.2 各ダムの調査検討内容

8 関連施設

1 河川整備計画策定・推進

1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置

河川整備計画は、今後20～30年間に、実施あるいは検討する具体的施策を策定するものであるが、わが国の社会・経済・自然環境は大きく変化しようとしており、河川整備計画についても、随時計画の進捗を点検しつつ、必要に応じて点検・見直しを行わねばならない。

近畿地方整備局は、計画の点検・見直しにあたっては、意見を聴く機関として淀川水系流域委員会(以下委員会という)を継続するとしている。委員会は今後の委員会のあり方について早急に検討を行い、その任務、役割、組織などを提案する考えである。

1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

(1) 情報の共有と公開および意見交換

情報公開については、これまでの河川管理の問題点を十分認識・反省し、河川管理者にとって不利な情報を含むあらゆる情報を、適切な時期に、適切な方法で公開すべきである。

河川に関するあらゆる情報や将来像を共有する

ためには、「対話集会」など住民と河川管理者、および住民間における意見交換が行えるような機会や「場」を日常的かつ継続的に設けることは、河川整備を進める上での住民との合意形成を図るためにきわめて重要である。

(後略)

2 河川環境

「基礎原案」では「河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに、得られた基礎資料を基に生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する」としている。この姿勢は高く評価され、水系全域での実施とその成果を期待するが、客観的なモニタリング基準を設定し、調査項目、調査方法、評価基準等の内容を明確にして実施することや、住民・住民団体と緊密に連携することが求められよう。

なお、「多自然型川づくり」については局所的、画一的、人工的などと批判されている面がある。「人が川をつくる」という姿勢から「川が川をつくる」という原点に戻ってこれまでの「川づくり」

を再評価し、改善すべきは英断を以って取り組むべきである。

「基礎原案」では、淀川本川に関する事業のうち、とくに河川環境の面については全体として現状の問題点をよくとらえており、「生態系」の回復に努めようとする河川管理者の積極的な姿勢が見られるが、さらに歩を進め、流域の視野で連続的かつ時系列的に「河川形状」の改善、修復、再生などに取り組んでほしい。

当面は実施可能な範囲から取り組み、予測とモニタリングを実施しながらフィードバックを重ね、検討・実施へと順応的に取り組もうとしていることは提言の趣旨をよく反映しており高く評価するものである。

(後略)

3 治水・防災

3.1 洪水

(1) 破堤による被害の回避・軽減

破堤による被害の回避・軽減方策として、破堤等による洪水氾濫が発生した場合の「流域対応」と、破堤が発生しにくくなるように堤防を強化する「河川対応」との併用を打ち出しているが、いずれもこれまでの対策の枠を超えるものであり、その成果が期待される。

「流域対応」については、河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民が連携して対策を検討・実施しよう

としていることは注目に値する。これまでの河川管理者は情報の提供に主眼をおき、「流域対応」には積極的に関わろうとしなかった姿勢と比較すると、大きな前進といえる。

また、堤防の補強についても、土堤の弱点を知りながら高規格堤防の推進以外には積極的に取り上げようとしなかったことと比較すると、画期的な進歩であり、河川管理者の熱意と努力に敬意を払いたい。

（後略）

4 利水

(1) 利水者の水需要の精査確認

利水者の水需要については、水利権許可件数延241件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水資源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。

(2) 水利権の見直しと用途間転用

利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整するとしているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の変化の判断を僅か百年程度のデータで行うことは科学的とは言えない。また、近年の利水安全度

まず需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。また精査確認時期についても「基礎原案」には単に「水利権更新の際に行う」としていることは説明が足りないといわざるを得ない。

の実力評価の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得性に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。

（後略）

5 利用

5.1 水面

円滑な水面利用の確保についての検討に賛成する。ただ、円滑な水面利用のために本来の河川環境が損なわれたり、一部の排他的利用がなされたりすることのないよう留意しなければならない。堤内および周辺生物、水中生物への悪影響は避けたい、そして何よりも水質の悪化をおこしてはならない。この原則のもとで、河川保全利用委員会（仮称）の今後の課題とされるものであろう。

琵琶湖も、利用面からも抜本的な改善時期にきている。一昔前ののどかな水泳、ボート遊び、釣

りといった光景はなくなり、水上バイクが騒音と排気ガスを撒き散らし、湖上にはプレジャーボートを利用したバス釣りが湖面を占有し、死亡事故も多発している。滋賀県においても、条例等で一定の対策は講じているもののほとんど効果をあげていない。このままでは、無法地帯であり早晚琵琶湖は快適に利用できなくなるであろう。安全でやすらぎのある琵琶湖であるためには、国としては法の整備を含む思い切った対策が求められる。

5.2 河川敷

河川敷の利用については、現状の利用形態を見直し、河川整備の方針として、基礎原案では、本来河川敷以外で利用するものについては縮小することを基本としている。桂川流域においても、広範囲にわたる公園やグラウンドの整備が進められており、環境保全の上から問題が大きいところで

ある。既設の施設利用についても、河川環境や生態系に悪影響を及ぼすものについては、利用制限がはかられてよい。

この課題に対応するものとして提示されている河川保全利用委員会の設置には賛成である。

（後略）

6 維持管理

(1) 河川管理施設の機能保持

河川の維持管理は、本来河川が持っている役割や機能が安全・確実に発揮できるように実施するとの認識からこれまでのように治水や利用の観点から考えるだけではなく、今後は河川環境とりわけ生物の生育・生息の場としての見地から見直されなければならない。

a)安全利用のためにさまざまな対応や対策が示されているが、対応の継続的实施や対策の検討はいずれも賛成する。この領域でも、住民や利用者（とくに身体障害者など）の意見が反映されることが

望まれる。また、不法工作、不法占用などの違法行為に対しては、適切な法的措置をとることが必要であろう。

b)ゴミ処理、不法投棄の防止については、河川整備における緊急の課題として賛成する。日吉ダムに関しては、日吉町が特に条例を制定してこの問題の積極的な取り組みを行っているが、関係機関との協議連携の上、実体のある効果的な対策が速やかに実施されることが望まれる。

（後略）

7 ダム

7.1 既設ダム

(1) 攪乱放流の試験操作の実施

2.3参照

(2) 急激な水位低下が生じないダム等の運用操作の実施

下流河川で急激な水位低下がおこり、魚類が逃げおくれ、斃死する現象が生じている。ことに3～6月 は産卵期であり、急激な水位低下がおこら

ないよう 天ヶ瀬ダム・瀬田川洗堰の運用操作の実施は大いに評価できる。

(3) 選択取水や曝気等の水質保全対策の実施

基本的にはダム上流の汚濁負荷を削減すべく 面源対策を並行して実施することが必要である。ダムでの個別対策についてはこれまで実施されてき

た深層曝気施設などの効果の検証に基き今後の対策を検討すべきである。

(4) 生物の生息・生育実態調査の定期的実施

生物の生息・生育実態調査は定期的に実施するべきであるが、これまで行われてきた調査内容の再検討が必要である。

活用できる形に調査が再整理される必要がある。いまのところ、調査は「水辺の国勢調査」のことをさしているようだが、この調査では、種のリストアップにすぎず、さらに詳しい調査が必要である。

(5) 魚類等の遡上・降下障害の軽減策の検討

外来魚対策の検討を明記するべきである。ダム湖が下流への外来魚の供給源となっている可能性

が現時点では否定できず、調査とその結果にもとづく 外来魚対策が望まれる。

(6) 土砂移動障害の軽減策の検討

ダムにおいて土砂移動の連続性を確保することはきわめて重要な問題であり、最近ようやくいくつかの方法が試行的に実施されるようになったが、現段階では技術的に未解決の問題が多く残されている。土砂移動障害の影響は今後さらに深刻にな

ると考えられるため、動的な安定河道の実現をめざした検討を早急に開始する必要がある。なお、水系全体の土砂収支をはかるには、すべてのダム・堰・砂防ダムを対象とする必要があり、「基礎原案」に示されたダムに限定すべきでない。

(後 略)

8 関連施設

淀川の高水敷に人工的に整備されたグラウンドなどのスポーツ施設整備は、本来の淀川の生態系を分断・破壊しており、河川の特性を十分活かし

た利用形態に戻すために、鋭意自然再生・再自然化を図るべきである。

Ⅱ-2 整備内容シート についての意見案 031029版)

目次構成

○河川整備計画策定・推進	○治水・防災	○維持管理
○河川環境	○利水	○ダム
	○利用	○関連施設

【河川整備計画策定・推進】

現シ+No.	章項目	事業名	河川名	実施／検討	意見案
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系	検討試行	河川レンジャー計画の検討試行は「可」と判断する。河川レンジャーの拠点を速やかに整備し、実施に向けて早期に検討・試行を重ねるべきである。河川レンジャーの境遇や権限・役割等は、住民参加型の「河川レンジャー検討委員会（仮称）」を設立しその中で検討し、河川レンジャー制度設置以前に定めておく必要がある。なお、河川レンジャーの人材育成に力を注がなければならないことはいうまでもない。当面、自然環境と直接対峙する農林漁業者や地域特有の経験を伝承する地域住民等の採用も視野に入れ検討して欲しい。

【河川環境】

現シ+No.	章項目	事業名	河川名	実施／検討	意見案
環境-1	5.2	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通	実施	モニタリングの実施に先立って、2000年の新環境基本計画に基づく戦略的環境アセスメントの実施を望むものである。評価次第では事業の中止もありうる訳であるが、専門家・住民・住民団体の協力を得て調査活動をすべきである。提言で「多自然型川づくり」からの脱却と新しい方法を提案している以上、評価はもっと厳しいものであるべきで、例えば、鵜殿地区におけるモニタリング例はモニタリングとはこの程度のものかという誤解を招きかねないので、相応しくない。広域的な、流域全体としてのモニタリング例を挙げるべきであろう。さらに、モニタリングが有効であるためには通り一遍のものに終わるのでなく、現場の実情に合ったモニタリング計画を立て、それを検討し結果の評価をする組織が必要である。つまり、モニタリングまたは事後調査という言葉が使われている割には、具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集し、解析・評価するかが記されていない。管理者の管理体制を明確にするとともに、業務の引継ぎにも配慮する必要がある。モニタリングの項目・評価基準表といったものを用意することも必要と考える。
環境-2～	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を審議	淀川	早期実施および	庭窪、楠葉、牧野、鵜殿、赤川、海老江、西中島の7地区が、この地区全体に共通し

(以下 略)

資料2-4-1より

第26回委員会では、住民参加部会でとりまとめられた意見書、資料2-4-1「第Ⅲ部 計画策定における住民意見の反映について 案）031029版に」をもとに説明が行われ、その内容が承認されました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

目次構成

第Ⅲ部 計画策定における住民意見の反映について 案）031029版

はじめに

- 1 住民参加と住民意見の反映の基本的な考え方
- 2 住民意見の聴取・反映・公表等の手法について
- 3 これまでの一般意見の聴取のとりくみとその総括

4 対話集会の考え方と実際

- 5 より望ましい住民意見の聴取・反映に向けた研究と開発
- 6 今後の課題

はじめに

（前略）

「対話集会」は、「基礎原案（4. 河川整備方針、p.19）」において、河川管理者と住民との連携と協働の場として、これまでの河川管理者からの形式的な説明会等ではなく、「河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民ならびに住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。」と述べているように、「対話集会」を法的手続（河川法第16条の2）に位置づけて「河川整備計画」を策定する前段階である「基礎原案」の段階から、

住民意見を反映し、住民が参加して「河川整備計画」を策定しようとするものである。

この「連携・協働のメカニズム」は河川管理者と流域委員会との協働の中から生まれたもので、新しい河川整備・管理の始まりにふさわしい輝かしい成果の一つといつてよい。

なお、本第Ⅲ部「計画策定における住民意見の反映について」は流域委員会の提言別冊をさらに具体化し、住民意見の反映方法の一つである「対話集会」の進め方を中心に述べたものである。第Ⅳ部の「住民参加部会意見」において、住民参加に関する包括的な検討結果が述べられているので参考にしていただきたい。

1 住民参加と住民意見の反映の基本的な考え方

提言（p.4-20）において、住民参加の基本的な考え方が次のように述べられている。「住民と行政の協働型の河川管理へ転換するには、行政は従来の職能的な専門家の意識から住民の生活感覚に密着した立場の意見を積極的に採り入れることのできる新たな専門家としての意識へと転換する必要がある。一方、住民は行政に対する『お上』意識や行政への白紙委任的態度を払拭するとともに、利益享受には責任分担が伴うことを意識すべきである。このような意識変革のためには、住民と行政との間の信頼関係の構築、行政側からの情報公開、住民参画の機会創出と生活に密着した情報づくり、緊急時等の参画意識と主体性の醸成が必要である。」

これを受けて、基礎原案（5. 具体的な整備内容）では、住民参加に関する基本的な考え方を「河川整備は、住民と河川管理者が互いに『知っていること』や『心配していること』を共有することから始まることを基本として、住民と河川管理者および住民間における意見交換が行えるような機会（対話集会等）を継続的に設ける。」「地域固有の情報や知識に精通している住民および住民団体や地域に密着した組織等との連携事業や河川に係わる人材の育成の支援や住民と連携して環境教育を推進する。」と記されている。

提言で述べた基本的な考え方が河川管理者によって実現されるのであるから、連携と協働によって住民と行政はそれぞれの責務を果たすことが求められる。すなわち、

- ①住民は、淀川水系を自らが共有する財産と意識して、その維持改善活動に積極的に参加する。
- ②行政は、淀川水系にかかわる整備計画や施策の情報を公開して、住民参画の機会と場を提供する。
- ③住民と行政は、公正な連携と協働の仕組みを構築し、日常的な信頼関係を築く。

なお、住民意見の反映において、常に念頭におきたい事項がある。

1. 意見の反映の基礎には、単に「住民に意見を聞く」という消極的姿勢や「無責任な意見を述べる」ことは慎み、「協働主体」として互いの信頼を損なってはならない。
2. たとえば、ダム建設などの重要課題では住民意見の反映方法や合意形成等基本的な事項について十分協議を重ねておく必要がある。
3. 組織化されていない住民の意見をとりえてそれを支援することも重要である。住民から良い着想を汲み取るという姿勢を基本的に据えるべきである。
4. 住民が気軽に意見を述べるためには、その受け皿としてのチャンネルは多いほうが良い。これらのチャンネルで収集された多様な意見を、流域委員会等の全体を包括的に見通した場でとり上げ、バランスのとれた整備計画に活かされることが必要である。
5. 反映されない意見についても、「無視された」「聞く耳を持たない」という住民が不信感をもたないように、反映されなかった理由や検討経緯等の情報公開が必要である（他にも多くの留意点があるが、本文の中で随時述べたい）。

4 対話集会の考え方と実際

4.1 対話集会の基本的な考え方と目的

4.1.1 対話集会の基本的な考え方

今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画策定の段階から住民ならびに住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていくことが

重要である。対話集会は、河川整備計画の策定および事業の実施における連携・協働の実践の場でもある。

4.1.2 対話集会の目的

「河川整備計画基礎原案」をもとに住民が連携・協働して審議し、近畿地方整備局が住民意見を反映して「河川整備計画」を作成する。したがって、対話集会は基礎原案から整備計画を策定する段階で基本的に開催される。この目的を達成するため

に、住民と河川管理者は問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要で、住民との意見交換が継続的に行われるような「連携・協働のメカニズム」として構築されたものである。

4.2 対話集会の運営

4.2.1 法的根拠

提言別冊（030516版）にもとづいて運営される対話集会は、法令に基づく手続である。（河川

法第16条の2に位置付けられる。

（後略）

6 今後の課題

淀川水系の河川整備計画の策定段階における住民意見の反映は、「住民と河川管理者との連携と協働の場」が提案され、それが実施に移される段階に達した。河川管理者は流域委員会とともに住民参加のメカニズム（連携と協働の場）をさらに発展・充実させ、住民の力を引き出し、住民を信頼できるパートナーとして育成していかなければならない。

対話集会は、多様な住民意見を引き出し、実質的な討論を行う熟慮の場である。そこで議論された内容を住民に広く伝達し、さらに議論の輪を広げることが求められる。また、対話・討論を通じ

て、相互の理解を図り、互譲の精神を醸成する場でもある。

今後、住民と河川管理者と流域委員会は、新たな関係の構築のもとにそれぞれの役割と責務を果たさなければならない。この新しい関係やそれぞれの役割・責務は、「住民参加」を実践する過程で、次第に明らかになるであろう。

今後、20～30年後、淀川水系のさまざまな事象が「何か変わった、良くなった」と感じられたならば、その起点の一つは「連携と協働の実践」にあるとあって過言でない。

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R26-A
資料1	委員会および各部会の状況	R26-B
資料2-1	意見書の構成および作成の進め方（10/17運営会議決定事項をもとに修正）	R26-C
資料2-2-1	第Ⅰ部 河川整備の方針について（案）031029版	R26-D
資料2-2-2	意見書第Ⅰ部（案）031029版への意見および第Ⅰ部（案）031029版	R26-E
資料2-3-1	第Ⅱ部 河川整備の内容について（案）031029版	R26-F
資料2-3-2	整備内容シートについての意見案（031029版）への委員からの意見	R26-G
資料2-4-1	第Ⅲ部 計画策定における住民意見の反映について（案）031029版	R26-H
資料2-4-2	意見書第Ⅲ部「計画策定における住民意見の反映について」への委員からの意見	R26-I
資料2-4-3	「Ⅲ 計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に対する質問・意見：河川管理者からの提供資料	R26-J
資料2-5	「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第Ⅳ部 部会意見」とりまとめ状況	R26-K
資料3	計画策定後の流域委員会に関する検討について	R26-L
資料4	10月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について	R26-M
参考資料1	委員および一般からのご意見	R26-N
参考資料2	淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見	R26-O
共通資料	淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料	R26-P

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。



委員会 委員リスト

2003.10.29現在(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	治水部会
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会	環境 利用部会 住民参加部会
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会	治水部会 利水部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会	環境 利用部会
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会	治水部会 利水部会
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会 治水部会
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会	治水部会
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会	利水部会 住民参加部会
9	嘉田 由紀子	地域 まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会	住民参加部会
10	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会	環境 利用部会 利水部会 住民参加部会
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会	治水部会
12	川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	淀川部会	環境 利用部会
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会	環境 利用部会
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市内十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会	住民参加部会
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会	環境 利用部会
17	宗宮 功 (環境 利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	琵琶湖部会	環境 利用部会
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会	環境 利用部会 住民参加部会
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然 環境科学研究所 助教授	猪名川部会	環境 利用部会
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会	環境 利用部会
21	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	淀川部会	住民参加部会
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットと コーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会	住民参加部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然 環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会	環境 利用部会 利水部会

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策 環境保全委員会 元委員長	淀川部会	利水部会 住民参加部会
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-	環境 利用部会
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会	環境 利用部会
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会	環境 利用部会 治水部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	利水部会
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会	住民参加部会
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然 環境科学研究所 教授	猪名川部会	環境 利用部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会	環境 利用部会
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-	治水部会
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	猪名川部会	治水部会
34	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会	住民参加部会
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会	環境 利用部会 利水部会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会	住民参加部会
37	榎村 久子	地域 まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会	環境 利用部会 利水部会
38	榊屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会	環境 利用部会 治水部会 利水部会
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事	琵琶湖部会	環境 利用部会
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境 自然保護)教育)	池田 人と自然の会 代表	猪名川部会	住民参加部会
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会	治水部会
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会 住民参加部会
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会	利水部会 住民参加部会
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会	治水部会
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会	環境 利用部会
46	山村 恒年	法律 行政法 環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-	環境 利用部会 住民参加部会
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会	環境 利用部会 治水部会
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-	環境 利用部会
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会	住民参加部会
50	鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	環境 利用部会
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会	環境 利用部会
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会	環境 利用部会

注 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第25回委員会 平成15年10月29日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ~第6回 平成13年開催	第1回 ~第8回 平成13年開催	第1回 ~第10回 平成13年開催	第1回 ~第6回 平成13年開催
第7回 H14/2/1 金)	第9回 H14/1/24 木)	第11回 H14/1/26 土) (意見聴取の会含む)	第7回 H14/1/18 金)
第8回 H14/2/21 木)	第10回 H14/2/19 火) (意見聴取の会含む)	第12回 H14/2/5 火)	第8回 H14/1/27 日) (意見聴取の会含む)
第9回 H14/3/30 土) (意見聴取の会含む)	第11回 H14/3/13 水)	第13回 H14/3/14 木)	第9回 H14/2/15 金)
第10回 H14/4/26 金)	第12回 H14/4/7 日)	第14回 H14/4/5 金)	第10回 H14/3/4 月)
第11回 H14/5/15 水)	第13回 H14/5/12 日)	第15回 H14/5/21 月)	第11回 H14/6/11 火)
第12回 H14/6/6 木)	第14回 H14/6/4 火) (現地視察)	第16回 H14/6/24 月)	第12回 H14/7/11 木)
第13回 H14/7/30 火)	第15回 H14/6/17 月)	第17回 H14/7/31 水)	第13回 H14/8/20 火)
第14回 H14/9/12 木)	第16回 H14/7/4 木)	第18回 H14/9/24 火)	第14回 H14/10/1 火)
第15回 H14/12/5 木)	第17回 H14/8/8 木)	第19回 H14/10/29 火)	第15回 H14/10/11 木)
第16回 H15/1/11 金)	第18回 H14/10/3 木)	第20回 H14/12/13 金)	第16回 H14/11/8 金)
第17回 H15/1/24 金)	第19回 H14/11/9 土)	第21回 H15/7/5 土)	第17回 H14/12/12 木)
第18回 H15/2/24 月)	第20回 H14/12/14 土)	第22回 H15/8/26 火)	第18回 H15/7/1 火)
第19回 H15/3/21 木)	第21回 H15/1/29 水)	第23回 H15/10/13 月)	第19回 H15/9/2 火)
第20回 H15/4/21 月)	第22回 H15/5/19 月)		第20回 H15/10/9 木)
第21回 H15/5/16 金)	第23回 H15/6/10 火)		
第22回 H15/6/20 金)	第24回 H15/7/18 金)		
第23回 H15/7/12 土)	第25回 H15/8/25 月)		
第24回 H15/9/5 金)	第26回 H15/9/24 水)		
第25回 H15/9/30 火)	第27回 H15/10/23 木)		
環 境・利 用 部 会	治 水 部 会	利 水 部 会	住 民 参 加 部 会
第1回 H15/3/8 土)	第1回 H15/3/8 土)	第1回 H15/3/8 土)	第1回 H15/2/24 月)
第2回 H15/3/21 木)	第2回 H15/3/21 木)	第2回 H15/3/21 木)	第2回 H15/3/21 木)
第3回 H15/4/10 木)	第3回 H15/4/10 木)	第3回 H15/4/14 月)	第3回 H15/4/11 金)
第4回 H15/4/17 木)	第4回 H15/4/14 月)	第4回 H15/9/2 火)	第4回 H15/4/18 金)
第5回 H15/5/29 木)	第5回 H15/8/25 月)		第5回 H15/5/21 火)
第6回 H15/8/25 月)	第6回 H15/10/24 金)	第5回 H15/10/24 金)	第6回 H15/8/28 木)
第7回 H15/10/15 水)			第7回 H15/10/23 木)
その他	設立会 H13/2/1 木)	シンポジウム H14/6/23 日)	
	発足会 H13/2/1 木)	拡大委員会 H14/11/13 水)	
	第1回 合同懇談会 H13/2/1 木)	提言説明会 H15/1/18 土)	
	第1回 合同勉強会 H14/4/11 木)		

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名 または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.26

2003年12月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。